

各〔都道府県知事  
市 長  
特 別 区 長〕 殿

環境省水・大気環境局長  
(公 印 省 略)

水質基準に関する省令の一部改正及び水道法施行規則の一部改正等について（施行通知）

今般、「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」（令和 7 年環境省令第 19 号）及び「水道法施行規則の一部を改正する省令」（令和 7 年環境省令第 20 号）が公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されることとなった。また、本改正のほか、水質基準を補完する項目として定めている水質管理目標設定項目の一部を改正することとしたので、下記について御了知の上、貴管下水道事業者等に対する周知指導につき特段の御配意をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であること並びに国土交通大臣認可の水道事業者等、国設置専用水道の設置者及び登録水質検査機関には別途通知していることを申し添える。

## 記

### 第 1 改正の概要

令和 6 年 6 月 25 日付けで内閣府食品安全委員会より通知された、食品に含まれる有機フッ素化合物（P F A S）に関する食品健康影響評価に基づき、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の一部を改正し、ペルフルオロオクタンスルホン酸（P F O S）及びペルフルオロオクタン酸（P F O A）に係る基準を追加するとともに、水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）について、所要の改正を行ったものであること。

また、厚生労働省健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成 15 年 10 月 10 日付け健発第 1010004 号）別添 1 に定めた水質管理目標設定項目について見直しを行ったものであること。加えて、厚生省生活衛生局長通知「飲用井戸等衛生対策要領の実施について」（昭和 62 年 1 月 29 日付け衛水第 12 号）について、所要の改正を行ったものであること。

### 第 2 水質基準に関する省令の一部改正について

同省令の表について、20 の項から 51 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、新たに 20 の項としてペルフルオロ（オクタンー 1 スルホン酸）（別名 P F O S）及びペルフルオロオクタン酸（別名 P F O A）（以下「P F O S 及び P F O A」という。）に係る基準値（0.00005mg/L<sup>※</sup>）を追加する改正を行ったものであること。（※0.00005mg/L = 50ng/L）

### 第 3 水道法施行規則の一部改正について

同規則第 15 条に定める定期及び臨時の水質検査について、「P F O S 及び P F O A」の項目を追加し、試料の採取の場所（同条第 1 項第 2 号）及び検査の回数（同条第 1 項第 3 号ハ及びニ）について、その定期検査の頻度をおおむね 3 か月に 1 回以上とするとともに、簡易水道事業及び専用水道は、過去の検査結果等により検査回数を減じることを可能とすること

とした。また、全量を受水する水道事業者等は、一定の条件を満たすことで検査を省略（同条第1項第4号ロ）することを可能とする等の改正を行ったものであること。

なお、今回の改正内容については「水質基準に関する省令の一部改正及び水道法施行規則の一部改正等における留意事項について」（令和7年6月30日付け環水大管発第2506305号）に留意されたいこと。また、PFOS及びPFOAは水質汚濁に係る人の健康の保護に関する要監視項目として位置づけられており、過去の検査の結果については、都道府県及び水質汚濁防止法政令市において把握している公共用水域・地下水におけるPFOS及びPFOAの測定結果の情報を活用することも考えられることから、適宜関係者との連携を図るよう留意されたい。

#### 第4 水質管理目標設定項目の一部改正について

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成15年10月10日付け健発第1010004号）本文並びに別添1を、別紙1新旧対照表のとおり改正したこと。

#### 第5 飲用井戸等衛生対策要領の一部改正について

「飲用井戸等衛生対策要領の実施について」（昭和62年1月29日付け衛水第12号）の別紙「飲用井戸等衛生対策要領」のうち、4.2）に掲げる「②飲用井戸等の検査」及び4.3）について、別紙2新旧対照表のとおり改正したこと。

#### 第6 留意事項

第2から第5までの改正事項については、いずれも令和8年4月1日から施行されること。

また、PFOS及びPFOAの検査法については、現在通知で規定している方法を基に、今後必要な検討を行い、水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）を改正する予定である。